

緊急案内

平成30年5月21日

正会員各位

(公社) 東京ビルメンテナンス協会

東京都から発出された文書のご案内

拝啓 新緑の候、ますますご繁栄のこととお喜び申し上げます。

さて、東京都財務局より下記の文書が発出されております。概要をご案内いたしますので、貴社の契約案件が以下に該当するかご確認ください。

なお、該当する場合は請求期限が近付いておりますのでご注意ください。

敬具

【発出文書】

- 「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び「平成30年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の運用に係る特例措置について
(平成30年2月22日 東京都財務局)

【概要】

- 受注者は、公共工事設計労務単価の上昇による契約金額の変更の協議を行うことができる
- 対象は、平成30年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの

【懸案事項】

- ビルメンテナンス業では、公園清掃等の委託案件が対象となる場合がある
※対象案件の確認は発注部局にお問い合わせください
- 請求期限は契約を締結した日から2か月以内

【経緯】

- 国が平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）を決定・公表
- 国の要請を受け、東京都が新労務単価を適用・修正

財務局からの発出文書の他、国土交通省からの通知文書を当協会HPのトップページ(<https://www.tokyo-bm.or.jp/>)「関係機関からのお知らせ」内に掲載しております。

担当事務局：管理課 森

電話番号：03-3805-7555

メール：y.mori@tokyo-bm.or.jp